

1. 件名：水素防護対策等に係る電力事業者等との面談
2. 日時：令和5年6月14日 16時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室（※一部テレビ会議システムにて参加）
4. 出席者

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 遠山課長、照井課長補佐

原子力規制部 原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長

東北電力株式会社 原子力部 原子力設備副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 原子炉安全技術グループマネージャー 他4名

中部電力株式会社 原子力部 安全技術グループ グループ長 他5名

北陸電力株式会社 原子力部 原子力安全設計チーム 統括 他2名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力安全グループマネージャー 他5名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 技術・安全グループマネージャー

電源開発株式会社

原子力技術部 炉心・安全室 安全技術タスク 総括マネージャー 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全技術グループチーフマネージャー 他1名

原子力エネルギー協議会（ATENA） 部長 他1名

#### 5. 要旨

○ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）から、令和5年6月21日開催予定の次回意見聴取会<sup>1</sup>の説明資料の準備状況について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、事業者等に以下の点を伝達・指摘するとともに、引き続き説明資料の準備を進めるよう伝えた。

- アクシデントマネジメントガイドライン（AMG）改定ガイドラインの策定の完了時期が後ろ倒しになったことによる水素防護対策に係るアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の変更について、当該変更が生じた理由だけでなく、アクションプラン全体の工程への影響や、計画の遅れを緩和するために講じたマネジメント上の措置、当該変更の理由の一つである海外における類似の取組事例との比較結果等についても触れて説明すること。
- AMG 改定ガイドラインの説明部分については、当該ガイドラインの内容を転記するのではなく、ポイントを絞った内容とするとともに、補足が必要な場合には当該ガイドラインを参考資料として別途示しながら説明するなどの工夫を講ずること。
- 原子炉建屋下層階で水素が滞留する可能性の調査・評価（プラントウォークダウン）については、ウォークダウンを実施した代表プラント以外のプラントに

<sup>1</sup> 第4回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合

おける今後の対応を説明すること。

- アクションプランの策定及びそれに基づく水素防護対策の検討だけでなく、検討した対策を各プラントに実装する段階においても、ATENA ワーキンググループ等の枠組みを活用し、事業者等において適切な連携を行うこと。
- 透明性の観点から、アクションプランの変更や AMG 改定ガイドラインの策定以外の短期的対応の結果について、準備が整い次第速やかに公表するとともに、令和 4 年 12 月 27 日開催の前回意見聴取会<sup>2</sup>において事業者等から説明がなされたホームページの充実についても、引き続き検討・取組を進めてもらいたい。

○事業者等から、了解した旨回答があった。

○原子力規制庁から、令和 5 年度第 15 回原子力規制委員会（令和 5 年 6 月 14 日）において検討を実施することについて了承された、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析から得られた東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所 1 号炉（以下「1F-1 号炉」という。）の原子炉補機冷却システムの汚染に関する調査・分析から得られた知見に関して、当該知見の規制上の取扱いの検討のため、事業者等に対し、1F-1 号炉以外のプラント<sup>3</sup>について、格納容器下部の配管の配置や隔離弁の詳細な設計、新規制基準対応の中で事業者が講じた当該知見に関連する対策（事業者による自主的な対策も含む。）の詳細、本件知見について追加的に対策を講じる場合の他の対策への影響等、プラント毎の実態に係る情報を整理し提供するよう求めた。

○事業者等から、了解した旨回答があった。

## 6. 資料：

- 水素防護対策の検討結果について
- BWR の原子炉建屋の水素防護対策に係る AMG 改定等ガイドライン  
<https://www.atena-j.jp/report/2023/06/atena-23-s01-rev0bwrang.html#000311>
- 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の原子炉補機冷却系の配管の状況に関する知見の規制上の取扱いに係る検討（令和 5 年度第 15 回原子力規制委員会資料 2）  
<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000827.html>

以上

<sup>2</sup> 第 3 回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合

<sup>3</sup> 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所 2～6 号炉及び廃止措置計画が認可されたプラントを除く。